

## 地域再生の6月に募集した提案に対する政府の対応方針

平成16年9月10日

地域再生本部

本年6月1日から30日までに実施した地域再生における支援措置の提案の募集では、同時に行った構造改革特区の第5次提案とあわせて、652件の提案が地方公共団体、民間事業者等から寄せられた。

地域再生推進のためのプログラム(平成16年2月27日地域再生本部決定。以下「プログラム」という)において、提案を受けたものについては、「実現するためにはどうすればいいか」という方向で内閣官房が関係省庁等と調整を図った上、政府が講じる支援措置を決定する」とされていることを踏まえ、「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略」(平成16年5月27日同本部決定。以下「方向と戦略」という)にあるとおり、「早期に制度改正等が可能なものについては9月を目途に、予算編成に関連するもの等については翌年1月を目途に新たな施策のプログラムを決定」とするとのスケジュールに従い、政府において検討を行っているところであり、以下のような対応方針により、実施する施策を決定するとともに、引き続き検討を行うこととする。

### 1.提案に基づき講じることとする支援措置

検討の結果、提案に基づき講じることとする支援措置は別表1及び別表2のとおりである。

#### [今後の対応方針]

別表1に掲げられた支援措置については、プログラム別表1に追加し、原則として平成17年1月以降の地域再生計画の認定申請において、地域再生計画に記載できる地域再生の支援措置の対象として、内閣官房が別途定めるスケジュールによりその詳細を公表するとともに、支援措置を定める法令等が必要な場合は12月までのできる限り早い時期に公布し、1月1日までに施行するものとする。

別表2に掲げられた支援措置については、提案の趣旨を損なわないよう留意し、所管省庁が実施時期までに措置することとする。

### 2.引き続き検討すべき事項

今回講じることとなった支援措置は「早期に制度改正等が可能なもの」であり、その他の提案も含め、「方向と戦略」に資する施策を具体化するため、引き続き検討を行うこととする。

[今後の対応方針]

予算編成に関連するもの等については、各府省庁は概算要求に明示的に反映したもののみならず、その他の事項についても、予算編成過程を通じ提案の実現に向けて引き続き検討を行うこととする。

「方向と戦略」に資する施策の具体化を図るにあたって、各府省庁は提案にない施策についても積極的に検討を行うこととする。

補助金改革、権限移譲、民間資金の誘導促進をはじめ、地域再生に資する横断的な政策の推進、地域再生計画制度の強化等のため、法制度の整備について検討を行う

1月を目途に行う予定の新たな施策のプログラムの決定までの間、各府省庁において検討している内容について、6月に提案を行った地方公共団体等からの意見を聴取する機会を設けることとする。